平成２２年（フ）第２５２号
滋賀県栗東市岡255―２　ＪＲＡ近江寮、開始決定時の住所滋賀県草津市東矢倉４丁目10番31号
破産者　三浦れい子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６５号
兵庫県姫路市玉手３丁目487番地
破産者　居垣　可奈（旧姓笹谷）
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４号
兵庫県明石市二見町西二見641番地の34
破産者　中本栄一郎
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１３４３号
広島市西区井口３丁目６番28―301号、開始決定時の住所広島市中区舟入南４丁目19番５号
破産者　畑板　陽子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５５６号
広島県三次市下川立町905番地17、申立時の住所広島県山県郡北広島町今田3563　青葉寮内
破産者　細美　大輔
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７２号
広島県東広島市福富町上竹仁235番地３
破産者　吉田　信次
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９６号
広島県廿日市市丸石２丁目４番15号
破産者　高原　和義
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９８号
福岡市東区松崎３―27―25　山中正人方、住民票上の住所福岡市東区西戸崎２丁目１番30―1401号
破産者　山中　　亘
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８号
岩手県久慈市湊町第21地割68番地３
破産者　佐藤　昌弘
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１２号
福島県南相馬市鹿島区北海老字山田53番地
破産者　大畑　和彦
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第２９号
石川県金沢市畝田中１―49　レジデンス石田205号、住民票上の住所茨城県結城市大字結城12048番地
破産者　菊池　　哲
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３１７７号
横浜市磯子区杉田５丁目８番18―401号、開始決定時の住所横浜市金沢区釜利谷南４丁目11番Ａ―204号
破産者　奥村　年將
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３９号
京都府京田辺市大住三ツ跨４番地の２
破産者　新井圭鎭こと　朴　　圭鎭
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５０４号
奈良市四条大路２丁目１番17―202号
破産者　福田　道章
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１８１号
山口県岩国市通津3063番地９
破産者　田中　一夫
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１０６号
大分市汐見２丁目６番13号
破産者　伊東　一郎
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１９６号
大分県別府市大字内竈3514番地の１
破産者　加藤　洋子
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２０年（フ）第９６１９号
東京都葛飾区東新小岩２丁目25―８―102
破産者　道田　常憲
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３号
茨城県龍ケ崎市松葉１丁目３―11
破産者　安藤祥二郎
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部